

別紙（答申第64号（諮問第69号関係））

第1 審査会の結論

平成29年9月19日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成29年10月11日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、宮崎西高校理数科の校長、教頭及び全社会科学教師（以下「教員等」という。）の以下文書について本件請求を行った。

- (1) 日本国憲法擁護義務の宣誓書（以下「宣誓書」という。）
- (2) 宣誓書の保存期間を定めている文書

2 実施機関の決定

本件請求に対して、実施機関は、次の2つの決定を行い審査請求人に通知した。

- (1) 公文書不開示決定
宣誓書
- (2) 公文書開示決定
宣誓書の保存期間を定めている文書

3 審査請求

審査請求人は、宣誓書の不開示決定に対して平成29年10月13日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 30年保存に該当するのは明確であり、虚偽回答である。
- (2) 審査請求人が独自に調べた他の自治体などでは宣誓書について永年保存や退職後3年保存をしている。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として、宣誓書については保存期間満了により廃棄しているため文書はないとし、弁明書においておおむね以下のとおり文書が存在しない理由を説明している。

(1) 弁明書

宮崎県教育委員会における文書の保存期間は、県教育庁等文書取扱規程（平成

2年教育委員会教育長訓令第4号) (以下「文書取扱規程」という。) 第42条に規定されており、審査請求人が主張する宣誓書については服務に関する総括的な文書に該当するものとして、保存期間を3年としている。

したがって、不開示となった文書については、保存期間満了により、廃棄している。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 4月23日	諮問を受けた。
平成30年 6月 6日	諮問の審議を行った。
平成30年 8月28日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件諮問案件について

(1) 本件において対象となっている文書は、特定の高校における教員等が採用される際、職員の服務の宣誓に関する条例に規定された文言を記入した宣誓書である。

実施機関は、当該宣誓書については、文書取扱規程に基づき3年保存と定めているため保存期間を過ぎた文書については廃棄のため文書を持っていないと主張している。

なお、対象となる教員等は、すべて採用から3年を超えて勤務していることを確認した。

(2) 一方、審査請求人は、宣誓書については永年保存又は30年保存が適当であるとの認識から文書がないことは虚偽だと主張している。

(3) 宣誓書の不存在に対する審査請求については、対象となる高校が違うものの平成29年10月25日付け諮問第65号において提起され、宣誓書の保存期間を3年と定めていることの客観的事実に関し審査を行った。その結果、実施機関は、宣誓書について文書取扱規程に基づき3年保存と設定していることを確認している。

(4) よって、当審査会は、保存期間が過ぎた宣誓書について廃棄のため存在しないとする実施機関の説明は合理的であり、決定は妥当であると判断し、平成30年3月26日付け答申第63号を發出している。

(5) また、本件審査請求人は上記答申に係る審査請求人であり、当審査会による判断の過程については既に示しているところである。

2 本件決定に対する判断について

以上のことから、本案件は、諮問第65号で審査を行った案件と対象となる教員等は違うものの、内容が類似した案件であり、事情の変化も認められない。争点や、事実の認定については、答申第63号を準用することとし、宣誓書に対する保存期間を3年と定めている以上、保存期間を経過した文書は廃棄したため文書は存在しないとする実施機関の説明は合理的であると判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。